

障害者福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備 考	
1	タクシー利用料金の助成	医療機関への通院負担を軽減します。	身障手帳（肢体）1・2級 視覚障害1・2級 療育手帳A 介護見舞金の支給を受けた方で被介護者の町民税非課税世帯に該当する方	1枚600円	交付決定の月から3月までの月数を2倍した数のタクシー券を交付	自動車税の減免を受けている人は対象になりません	窓口：福祉保健課 重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業実施要綱
2	自動車税の減免	身心障害者等の所有する自動車の自動車税を減免します。	対象者については、障害名により異なりますので、直接お問い合わせください。 R6より、療育手帳A、精神手帳1級かつ自立支援医療受給者も対象		自動車税の減免	家族運転の場合は1年を通して通学等のために週3日以上使用する場合等が対象となります	窓口：山梨県自動車税センター （軽自動車税は、町役場）
3	有料道路通行料の割引	有料道路通行料金の割引を行います。	身障手帳所持者と重度の身障手帳所持者又は療育手帳A所持者を乗せて介護者が運転する場合	通行料の50%	通行料の50%	自家用車を持っていない方もご利用いただけます。 営業用車両は、対象外	窓口：福祉保健課
4	重度心身障害者医療費助成金	病院・薬局等の医療費を助成します。	身障手帳1・2・3級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1・2級 障害基礎年金1・2級 特別児童扶養手当1・2級		医療費助成金受給資格者証の交付を受けた者は保険診療に係る医療費自己負担分をを原則3か月後支給します。	所得制限等で対象にならない場合があります	窓口：福祉保健課 重度心身障害者医療費助成条例 同 施行規則
5	自立支援医療（精神通院医療）	精神的な病気の治療に対して、医療費の自己負担を軽減する制度です。	精神疾患で通院治療を受けている方		医療保険の種類にかかわらず、自己負担額は原則1割になります。詳しくは担当までお問い合わせください。	申請には、医師の診断書や、所得を証明するものが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。	窓口：福祉保健課
6	自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳所持者が、機能障害の回復、または向上を図るための治療を受けた際の自己負担を軽減します。	18歳以上の身体障害者手帳所持者で機能障害の回復または向上を図るための治療を指定医療機関で受ける方		対象となる治療を指定医療機関で受けたときの自己負担を減額		窓口：福祉保健課
7	補装具	身体障害者手帳所持者又は難病患者が、対象となる補装具を購入・修理する際の自己負担を軽減します。	身体障害者手帳所持者又は難病患者で、希望する補装具の種類と身体障害者手帳の障害名が揃っている方		対象となる補装具の購入・修理に係る自己負担を減額	補装具購入後の申請は助成の対象にはなりません。	窓口：福祉保健課
8	日常生活用具給付等事業	在宅重度障害者（児）又は難病患者に対し、日常生活用具を購入する際の自己負担を軽減します。	用具により対象者が異なるので、詳しくは直接お問い合わせください。	課税世帯の場合基準額の9割 非課税世帯の場合基準額の10割を助成	対象となる日常生活用具の購入に係る自己負担を減額	日常生活用具購入後の申請は助成の対象にはなりません	窓口：福祉保健課 重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

障害者福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備 考	
9	燃料費助成	自動車税又は軽自動車税の減免を受けている自動車の燃料費を助成します。	自動車税の減免を受けている方で ・身障手帳総合等級1・2級 ・療育手帳A	対象期間（月数）×50Lと実際の購入量のいずれか少ない量 1Lにつき、ガソリンにあっては40円。軽油にあっては18円。	対象期間の燃料費の助成	実施主体は県です。毎年1月頃（年1回のみ）申請を受け付けますが、広報等に掲載しますのでお忘れの無いようにしてください。	窓口：峡南保健福祉事務所 県事業（移動支援事業）
10	NHK放送受信料減免	NHK放送受信料を減免します。	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 詳しい対象者については直接お問い合わせください。	全額又は半額免除	NHK放送受信料の全額または半額免除	町の証明を受ける必要あり	窓口：NHK各放送局 又は営業センター 福祉保健課
11	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)等が、外出のために支援を受けた際の自己負担を軽減します。	身障手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 難病患者		移動支援事業を利用する際に係る自己負担を減額		窓口：福祉保健課 移動支援事業実施要綱
12	日中一時支援事業	障害者(児)等の日中における活動の場を提供。家族等の介護の負担軽減を図り、利用料の助成を行う。	心身障害児(者)等であって、区分認定を受けた者		日中一時支援事業を利用する際に係る自己負担を減額		窓口：福祉保健課 日中一時支援事業実施要綱
13	特別児童扶養手当	知的障害又は身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に支給されます	重度障害児（1級） 中程度障害児（2級）	一人につき 月額 53,700円 一人につき 月額 35,760円 ※手当額は通常年1回4月に改定されます。	認定請求した日の属する月の翌月分から支給 支払いは4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）の年3回		窓口：福祉保健課
14	特別障害者手当	20歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。	①日常生活で特別な介護を必要とする方。 ②在宅で介護を必要とする方。 ③20歳以上の方。 ④次の方は対象になりません。 1) 所得が基準を上回る方 基準＝本人、配偶者、扶養義務者の前年所得が一定額以下 2) 特養ホームなど施設に入所している場合（通所施設は含まない） 3) 病院または診療所への入院が3カ月を超えた場合	月額：27,980円 ※手当額は通常年1回4月に改定されます。	年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支給	認定基準や障害の程度等条件が細部になっているので、お問い合わせください。	窓口：福祉保健課

障害者福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備 考	
15	障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給されます。 ただし、施設に入所したとき、本人やその配偶者又は扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。		月額：15,220 円 ※手当額は通常年1回4月に改定されます。	年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支給	認定基準や障害の程度等条件が細部になっているので、お問い合わせください。	窓口：福祉保健課
16	心身障害児福祉手当	心身に障害を有する児童に対して、福祉手当を支給することにより、心身障害児の福祉の向上を図る	年齢20歳未満で身障手帳所持者で、1～3級に該当する障害を有する	月額：7,000 円	年3回（3月、7月、11月）に分けて支給	認定基準や障害の程度等条件が細部になっているので、お問い合わせください。	窓口：福祉保健課 心身障害児福祉手当支給条例 同 施行規則
			療育手帳の交付を受けたもので、A1～B1に該当する障害を有する 身障手帳所持者4級～6級まで	月額：4,000 円			

◎詳細については、福祉保健課（中富すこやかセンター内）の福祉担当に気軽に問い合わせください。（TEL:0556-20-4611）